

刑 事 資 料

取 扱 注 意

実 務

刑事訴訟法〔下〕

警 視 庁 刑 事 部

目次

第8章 搜索・差押え・検証

第1 令状による搜索・差押え・検証

1 令状請求手続

- [事例] 1 けん銃密造所たる建造物に対する差押えの可否…………… 1
- 2 郵便局において保管中の現金書留郵便物書留票を押収する手続…………… 4
- 3 被疑者に対して発せられた郵便局留置郵便物を押収する必要がある場合、刑訴法第100条1項の準用の有無…………… 7
- 4 郵便官署に保管中の郵便物を差し押さえる場合に請求すべき令状の種別…………… 9
- 5 被害者死亡後における医師の診察カルテ押収拒絶権の有無……………14
- 6 人の身体に対する搜索を夜間道路上において実施することが見込まれる場合、令状請求に際し夜間執行の許可を求めておくことの要否……………18
- 7 被疑者の所在を明らかにする目的のみで搜索差押許可状を請求することの可否……………20
- 8 逃走中の被疑者が内妻あてに発した手紙を差し押さえることの可否……………22
- 9 けん銃不法所持容疑で人の身体を搜索する場

合の令状の種別及び当該令状で住居内へ立ち入 ることの可否	24
10 被疑事件と全く関係のない第三者の住居を捜 索し、証拠物を差し押さえることの可否	27
11 軽微事件を立証するために令状に基づく捜 索・差押えを実施することの可否	29
12 同一犯罪事実で同一場所を再捜索・差押えす ることの可否	31
13 容疑者段階にある者の居宅に対する捜索差押 許可状請求の可否	34
14 収監状により収監された者が使用していた自 動車を実弟に引き継ぐ際、同自動車内から覚せ い剤を発見した場合の措置	36
15 所在が一定しない自動車内に証拠品が隠され ている場合、捜索対象場所を当該自動車として 捜索差押許可状を請求することの可否	40
16 既に死亡している者を被疑者として捜索差押 許可状を請求することの可否	43
17 同一銀行内の法人名義と当該法人代表者の個 人名義の2か所の貸金庫を捜索・差押えする場 合の令状の通数	45
18 処分権限を有しない者が不法所持者の所持に 係るけん銃を持参した場合における措置	48
19 公訴提起後に、捜査機関が本件に係る捜索・ 差押えを行うことの可否	52
20 起訴となった事件につき捜索差押許可状を請	

求する際における同許可状請求書の作成要領	55
21 マンションの一室と同マンションの共同物置 を1通の捜索差押許可状で捜索することの可否	57
22 けん銃を発見するため、東京都が管理してい る河川を捜索する場合における捜索差押許可状 の要否	60
23 差押許可状請求書の「差し押さえるべき物」 欄の記載要領	62
24 関連性のない2個の犯罪事実で、同一場所の 捜索・差押えをする場合の令状請求書の通数	63
25 被疑者がコインロッカーに保管したけん銃を 押収する手続	65
26 一つの犯罪事実により、同一マンション内に ある所有者を同じくする2室を捜索する場合に おける捜索差押許可状の通数	69
27 アパート居室の賃借人又は居住者が判明しな い場合における捜索差押許可状請求の可否	71
28 被疑者の特定に供するものを差押対象物とす ることの可否	73
29 黙秘している被疑者の住居・氏名を確認する ことに資する物を差押対象物とする捜索差押許 可状を請求することの可否	75
30 捜索対象場所及びそこに在所する不特定人に 対する身体の捜索を目的とする捜索差押許可状 を請求することの可否	78
31 捜索差押許可状に犯罪事実を添付されると捜	

査上支障が生ずる場合、どのような点に留意して令状請求を行えばよいか	81
32 けん銃不法所持の匿名電話を基に搜索差押許可状を請求することの可否	83
33 ホテル内の客室を転々とする被疑者の宿泊室に対する搜索差押許可状を請求する場合における場所の特定の程度	85
34 搜索差押許可状の有効期間満了に伴い再請求することの可否	86
35 引致状の執行に際し、居住者の同意なく建物内に立ち入ることの可否	89
2 搜索・差押え等の手続	
[事例] 1 搜索差押許可状により被疑者宅の搜索を行う際、被疑者方車庫内にある第三者所有の自動車内を搜索することの可否	91
2 被疑者所有に係る自動車に対する搜索・差押令状により、当該自動車を運転していた第三者の身体を搜索することの可否	93
3 殺人事件の被害者の遺族が司法解剖を必要とする遺体の引渡しを拒否した場合の措置	96
4 医師の不在中に医院の事務員を立会人としてカルテを押収することの適否	99
5 押収拒絶権者である医師が傷害被疑者である場合における押収拒絶権の有無	101
6 責任者不在の会社事務所を搜索する場合の許可状提示と立会人	104

7 アパート管理人を立会人として搜索・差押えを実施中、帰宅した住居主に令状を提示すること及び同人を立ち合わせることの要否	105
8 搜索差押許可状を被処分者に提示した後に奪取・破棄された場合、搜索・差押えを続行することの可否	108
9 公道上に駐車中の無人の自動車のドアロックを外し、同車内を搜索する場合の令状提示の要否	111
10 提示した搜索差押許可状を写真撮影したい旨の被処分者の申出を拒否することの適否	113
11 搜索・差押えに際し、立会人がビデオカメラを使用して搜索状況の撮影を開始した場合の措置	115
12 搜索差押許可状を執行するに当たり、宅配便業者を装って立ち入った上、現場保存的な措置等を講ずることの適否	119
13 搜索・差押えの際、被処分者に差押目的物が入っている金庫を強制的に開けさせることの適否	121
14 搜索・差押えに際し、コンピュータを操作させる必要が生じたが、被処分者がこれを拒んだ場合の措置	122
15 搜索中に発見された膨大な数のフロッピーディスクの中から差押対象物を確認するために、それぞれのフロッピーディスクを被疑者方	

のパーソナルコンピュータに挿入して、被疑者の実弟に当該コンピュータを操作させることの可否	126
16 フロッピーディスク等について、内容を確認せずに包括的に差し押さえることの可否	129
17 自宅敷地内で猛犬を放し飼いにしている被疑者が犬舎内にけん銃を隠匿しているとの情報に基づき、同所の搜索・差押えを実施するに際し、当該猛犬に対して麻酔銃を使用することの可否	133
18 企業に対する搜索・差押えの実施中に外部から数多くの電話がかかってくると予想される場合の措置	137
19 留置場内に保管中の被疑者の所持品を差し押さえる場合、被疑者本人及び留置場管理責任者等の立会いの要否	139
20 身柄拘束中の被疑者を強制的に搜索・差押えに立ち合わせることの可否	142
21 令状により被疑者の居宅を検証する場合、被疑者の弁護人を検証現場に立ち合わせる義務の有無	144
22 罰則の適用についてみなす公務員とされている者が勤務する事務所は刑訴法第114条の公務所に当たるか	146
23 公務所の敷地内にある家族寮の搜索と当該公務所の長の立会いの要否	147
24 公務所の「長に代るべき者」の範囲	150

25 未成年者を立会人として令状による搜索・差押えを実施することの可否	151
26 他県下において搜索・差押えを実施する際に立会人とすべき「地方公共団体の職員」の意義	154
27 3階建ての会社内を搜索する場合の立会人の数と搜索の方法	156
28 別事件で搜索中、立会人を禁制品の所持犯人として現行犯逮捕した場合、直ちに引致することなくそのまま別件の搜索・差押えに立ち合わせることの可否	158
29 搜索・差押えを実施中、立会人が立会いを辞退して現場から離脱した場合、搜索・差押えを続行することの可否	161
30 搜索差押許可状の執行に際し、女性警察官によって女性被疑者の身体を搜索させる場合の立会人の要否	162
31 逮捕する際に被疑者が情婦に何かを手渡した状況が認められる場合において、成年の女子を立ち合わせないまま同女の身体を搜索することの適否	164
32 場所に対する搜索差押許可状で搜索中、立会人の身体を搜索することの適法性	166
33 夜間執行許可文言を欠く令状で夜間に店舗併用住宅を搜索することの可否、及び夜間執行許可文言の付記のみを請求することの適否	169
34 夜間執行許可のない搜索差押許可状で、夜間、	

公開中の旅館で宿泊客が利用している客室に対し、捜索・差押えを実施することの可否	172
35 夜間執行許可の文言を欠く捜索差押許可状に基づき、日没前に捜索を開始し、途中でいったんこれを中止した場合、日没後に再開することの適否	174
36 夜間執行許可文言の記載がない令状で、夜間、会社事務室において捜索・差押えを実施することの可否	177
37 捜索・差押えを一時中断する場合において、捜索場所内にある金庫のみを閉鎖（封印）することの可否	179
38 検証処分の中止と再開を反復することの適否	180
39 捜索差押許可状を提示する前に、鑑定受託者の説得により被疑者が尿をしぶしぶ提出した場合の押収手続	182
40 被採取者に令状を示したところ、自発的に尿を排出したが、その尿を当該被採取者がまき散らした場合、同一令状で強制採尿を行うこと of 可否	183
41 被疑者が騒いで強制採尿を拒んだため医師が採尿を断念した場合、同一令状で別の病院医師をして強制採尿させること of 可否	186
42 検証中に発見した証拠品を検証に伴う必要な処分として屋外へ持ち出すこと of 可否	189
43 検証時における物の破壊の適法性と補償義務	

の有無	191
44 捜索差押許可状に記載された「捜索すべき場所」の一部に誤りがあった場合、当該令状で捜索・差押えすること of 可否	194
45 捜索に際し、住居権者の意に反して目撃者とその住居内に立ち入らせること of 可否	196
46 捜索差押許可状の効力が及ぶ範囲	197
47 被疑者が友人宅から転居した後、既に発付を得ている同所に対する捜索差押許可状を執行すること of 可否	199
48 けん銃に対する令状により、当該けん銃に装てんされている実包を差し押さえること of 可否	202
49 捜索差押えを実施中、証拠物の隠匿状況を写真撮影しようとした際、立会人たる被処分者から拒否された場合、写真撮影を実施すること of 可否	205
50 令状に基づき、被疑者不在のままアパート管理人を立会人として捜索・差押えを実施したところ、令状発付の基となった犯行の数日後に更に同一場所から窃取したと思料される物を発見した場合、当該令状で差し押さえること of 妥当性	208
51 在宅被疑者に対する強制採尿を目的とした捜索差押許可状で相手を採尿場所まで強制的に連行すること of 可否	210
52 他署で押収して送致（自署保管）した証拠品	

を、別事件で証拠化する場合の手続	213
53 裁判所執行官により既に差し押さえられている自動車 を証拠保全のために差し押さえること の可否	217
54 刑事事件につき押収中の証拠物に対する民事 上の差押処分を容認することの可否	220
55 「被疑者の使用する机及びキャビネット」が 捜索場所となっている捜索許可状によって、机 のわきに置いてある被疑者のかばんの中を捜索 することの可否	223
3 身体検査	
[事例] 1 被疑者の臀部を露出させてあざを確認するた めの手続	226
2 私人が現行犯逮捕した被疑者の引渡しを受け た警察官が、被疑者が犯人であるか否かを確認 するため強制的に被疑者のそでをまくり上げて 犯行の際に被害者にかみつかれた歯形こんを見 分することの可否	228
3 義足内に隠されている証拠物の押収手続	230
4 住居内の捜索を実施する際に、そこに居合わ せた者の所持品につき、下着を脱がせて身体を 捜索する必要がある場合に必要の令状	233
5 分娩の事実の有無を確認するための手続	235
6 逮捕・勾留中の被疑者と別件CD盗の防犯ビ デオテープに写っている男との異同を確認する ために必要の令状	236

7 強制採血に必要な令状は、強制採尿と同様に 捜索差押許可状でよいか	238
8 在宅の被疑者を身体検査令状に基づき強制的 に連行することの可否	240
9 女性警察官が女子の身体検査を行う場合にも 医師又は成年の女子の立会いを必要とするか	243
10 身柄を拘束している女子被疑者の指紋採取と 立会いの要否	245
11 任意捜査の被疑者指掌紋を強制的に採取する ために必要の令状	246
12 逮捕中の被疑者に対し、犯行時に着用してい たジャンパー等を令状なくして着用させること の可否	247
13 逮捕中の被疑者が使用しているがつらを強制的 に外して被疑者写真を撮影することの可否	248
14 身柄拘束中の被疑者の左腕にある注射こんを 強制的に写真撮影する場合に必要な令状	252
4 関係書類	
[事例] 1 捜索差押許可状によって捜索を実施したが、 目的物を発見できなかった場合に作成すべき書 類	254
2 捜索差押許可状を執行後に紛失した場合の措 置	255
3 捜索を実施した1週間後に捜索証明書の交付 を請求された場合における同証明書交付の要否	257
4 押収物の量が膨大である場合、押収品目録交	

付書の品名欄に包括記載することの可否	259
5 押収品目録における「被差押人」の意義とア パートの管理人を捜索差押え時の立会人とした 場合における押収品目録交付書の交付先	261
6 被処分者が押収品目録交付書の受領を拒んだ 場合の措置	264
7 金銭的交換価値がない証拠物の任意提出を受 けた場合、押収品目録交付書を交付すべき義務 の有無	266
8 捜索差押許可状記載の覚せい剤とは異なる覚 せい剤を発見して、その所持者を現行犯逮捕し、 引き続いて差押え及び捜索を実施した場合に作 成すべき書類	268

第2 令状によらない捜索・差押え・検証

1 逮捕する場合

〔事例〕 1 ビル内に犯人が潜んでいる ^{ほばい} 気配がある場合、 令状なく立ち入って捜索することの可否	271
2 職務質問しようとした際、逃走した不審者の 捜索	273
3 逮捕のため、捜索許可状なく住居内に立ち入 り捜索することの可否と捜索調書作成の要否	274
4 人質立てこもり中の傷害犯人が包囲中の警察 官に対して投げ付けた包丁を、逮捕完了前に令 状なくして差し押さえることの可否	276

2 逮捕の現場

〔事例〕 1 逮捕の現場における捜索の範囲	278
-----------------------	-----

2 現行犯逮捕した場合における差押対象物の範 囲	279
3 被疑者方玄関入口において逮捕状を示して逮 捕に着手したが、被疑者に逃走されて逮捕でき なかった場合、被疑者方を無令状で捜索するこ との適否	282
4 被疑者の自宅内で通常逮捕に着手したが、刃 物を突き付けられるなどの抵抗を受け逃走され た場合、逃走途中の被疑者が遺留した刃物の押 収手続	284
5 逮捕の現場において、被疑者の腹部について 身体検査を行うことの可否	287
6 走行中の電車でスリ犯人を逮捕した場合、 次の駅で降車し捜索・差押えをすることの可否	288
7 現行犯人を追跡したが、自らは逮捕すること ができず他の警察官が逮捕した場合において、 犯人が逃走途中に遺留した証拠品を自ら差し押 さえることの可否	290
8 逮捕直後の興奮さめやらぬ被疑者を最寄りの 警察署まで連行した上、同署で被疑者の身体に つき、逮捕の現場における令状によらない捜索 を実施して証拠品を差し押さえることの適否	292
9 自動車窃盗犯人を交番で緊急逮捕した場合、 同所から約300メートル先の公道上にある盗難 車を令状なく押収することの可否	296
10 窃盗犯人を逮捕する際に ^{いにようち} 囲繞地とはいえな	

他家の敷地内に証拠品を投棄された場合における押収手続	298
11 「逮捕の現場」に当たる人の住居内において 捜索・差押えをする場合と立会人の要否	301
12 アパートの共用玄関内で被疑者を逮捕した場合、令状なしに居室を捜索することの可否	303
13 被害者以外の第三者が現行犯人を逮捕するに際し、犯人から被害品を強制的に取還することの可否	304
3 捜索・差押え等の手続	
〔事例〕 1 公道上で被疑者を現行犯逮捕し、その場で捜索・差押えを行う場合と立会人の要否	306
2 逮捕の現場である交番において捜索・差押えをする場合、刑訴法第114条1項にいう公務所の長等を立ち合わせなければならないか	308
3 逃走中の被疑者が歩道上に設置してある郵便ポスト内に投げ込んだ物を捜索して差し押さえる際の責任者立会の要否	310
4 現行犯人を追跡して国立大学構内において逮捕し、捜索・差押え等を行う場合における立会人の要否	312
5 私人宅の敷地内で現行犯人を逮捕し、その現場で捜索・差押えを行う場合における立会人の要否	315
6 被疑者を通常逮捕するため、捜索許可状なく他人の住居内に立ち入って捜索することの可否	318

7 通常逮捕を行うため、第三者の住居に立ち入って被疑者を捜索する場合、住居主に対して逮捕状を提示すべき義務の有無	321
8 被疑者を潜伏先の友人宅内で通常逮捕した直後に、同所前道路上に駐車中の当該友人所有に係る乗用車内を、令状なく捜索することの可否	324
9 被害現金が他の現金と混同している場合に、逮捕現場において差し押さえるべき現金の範囲	327
10 犯行により取得された現金が両替された場合における押収対象現金と押収手続	329
11 被害者の腹部に突き刺さった包丁を病院で医師が抜き取った場合の押収手続	332
12 侵入用具を隠して携帯していたボストンバッグ内に他事件の証拠品が入っていた場合の押収手続	335
13 私人が現行犯逮捕に際して犯人から取り上げた凶器の押収手続	337
14 私人により現行犯逮捕された被疑者が、その所持する証拠品を自ら損壊しようとした場合、当該証拠品を強制的に取り上げることの適法性	339
15 現行犯逮捕の現場に居合わせた被疑者以外の者の身体を捜索することの可否	343
16 逮捕の現場における令状によらない捜索・差押えの執行をいったん中止して、後刻再開することの可否	345
17 令状に基づく捜索を実施中に別件の覚せい剤	

を発見し、立会人を現行犯逮捕して当該覚せい剤を押収した後、先の令状に基づく捜索・差押えとその逮捕の現場における令状によらない捜索・差押えを並行して行うことの可否…………… 348

第9章 押収物の措置

第1 保管・廃棄・換価

- [事例] 1 保管を命じた差押物の保管料…………… 351
- 2 保管命令と差止命令の差異…………… 351
- 3 入質された被害者不明の盗品をその質屋に保管させることの可否…………… 351
- 4 押収物を換価処分する場合の手続…………… 352
- 5 押収物を保管委託する場合の手続…………… 353
- 6 差押えに係る多量のトルエンの措置…………… 355
- 7 腐敗し始めている食料品を押収した場合、廃棄処分することの可否…………… 359
- 8 押収に係る三塩化^{りん}等の多量の薬品を換価処分することの可否…………… 362
- 9 警察署長あてに郵送されてきた被害品の押収方法…………… 364
- 10 被疑者が遺留したレンズ付きフィルム(通称、使い捨てカメラ)を領置した場合、その効果として当該フィルムを現像することの可否…………… 366

第2 還付・仮還付

- [事例] 1 証拠品等を還付することの可否…………… 370
- 2 被押収者が留置権を主張する詐欺事件で押収

- した物の還付先…………… 371
- 3 遺失物法上の取扱いにより拾得者に交付された拾得物が、その後盗難品であることが判明して押収した場合の還付先…………… 376
- 4 留置の必要がないとの判断で被疑者を釈放した後、緊急逮捕状の請求が却下された場合の押収物還付の要否…………… 380
- 5 質屋から押収した盗品の還付先…………… 383
- 6 質屋から押収した盗難保険付きの盗品等の還付先…………… 384
- 7 借用中のレンタカーを窃取された被害者が、契約時の約款によって免責を受けている場合における当該レンタカーの還付先…………… 387
- 8 盗難株券を善意取得した者から押収した場合における還付先…………… 390
- 9 金券ショップから押収した盗難ビール券を被害者に還付することの可否…………… 394
- 10 盗難に係る現金を第三者が善意で取得した場合、当該現金を被害者に還付することの可否…………… 398
- 11 質屋から押収した盗品等が、善意の第三者がディスカウントショップから購入したものであった場合の還付先…………… 400
- 12 遠隔地にいる被害者に対するぞう品還付…………… 402
- 13 窃取した現金で購入したパソコンとその残りの現金を押収した場合の還付措置…………… 403
- 14 窃取したコンサートチケット・商品券を売却

して得た現金のぞう物性の有無	406
15 ぞう物たる金銭を両替した硬貨を被疑者から 押収した場合、当該硬貨を被害者に還付するこ との可否	408
16 押収した被疑者の預金通帳に被害金が入金さ れている場合における被害金還付の適否	410
17 無免許運転の罪の証拠物として差し押さえた 自動車を、その所有者たる被疑者に還付するこ との可否	413
18 会社から帳簿類を押収した後、当該会社が倒 産した場合の押収物の還付先	416
19 被疑者から押収した被害現金が混和して、ど の被害者のものであるか区別できない場合の還 付措置	417
20 盗難自動車と知らずに購入した者から当該自 動車を押収した場合の還付先	421
21 善意の第三者から任意提出を受けた盗品であ る未登録自動車の還付先	423
22 店から購入した原付バイクが盗難被害品で あった場合の還付先	426
23 市役所が撤去し、公示期間経過後に自転車商 に払い下げられて販売された盗難自転車を押収 した場合の還付先	428
24 喝取した現金の代わりに受け取った押収現金 を被害者に還付することの可否	431
25 恐喝事件で押収した約束手形を還付する場合 の手続	434

26 窃盗犯人が得た盗品等を更に第三者が喝取し たという恐喝事件で押収した被害品の還付先	437
27 善意・無過失の質店主から押収した横領被害 品を還付する場合における受還付権者	439
28 古物商において善意・無過失で盗品を買い受 けた者からその盗品を押収した場合、被害者に 還付することの可否	442
29 横領被害品である750ccの自動二輪車を押収 した場合の還付先	444
30 だれが盗んだのか分からない押収盗品の還付 先	447
31 起訴猶予処分となった事件の押収物を還付す ることなく留置し、別事件の証拠品として用い ることの可否	450
32 被害者から押収物を直ちに返還してほしい旨 求められた場合の手続	452
33 留置中の押収物について、被押収者である行 政機関から一時返還を求められた場合の措置	454
34 仮還付をした物件を再提出させる場合の手続	457
35 押収した証拠品を仮還付した後、捜査の必要 から当該証拠品の提出を求めたところ、相手方 がこれに応じなかった場合の措置	458
36 仮還付した証拠物を更に還付する場合の手続	460

第10章 送致（付）

第1 送致（付）の方法

〔事例〕 1 逮捕留置中の被疑者が虫垂炎を発病したた

め、緊急入院及び手術が必要になった場合の身柄措置	463
2 傷害罪で現行犯逮捕した被疑者を強姦致傷罪で送致することの可否	465
3 住居侵入罪の被疑者として引致を受けた後、窃盗の事実が判明した場合の措置	468
4 偽造有価証券行使罪及び詐欺罪で通常逮捕して送致する前に、行使に係る有価証券の偽造行為が判明した場合、有価証券偽造罪を逮捕することなく逮捕に係る罪とともに一括送致することの合理的理由	470
5 恐喝既遂罪と恐喝未遂罪とが包括一罪となる場合に、両罪を包括した恐喝既遂1罪で送致することの適否	472
6 窃盗共犯者に少年がいる場合の成人の送致先	474
7 少年が関連する賭博事件の送致先	475
8 犯罪事実が複数の場合の罪名の記載	476
9 検察官から立件票が交付された事件を捜査した結果、認定した罪名が立件票のそれと異なる場合の送致要領	477
10 検察官から立件票が交付された変死事件に犯罪性はないことが判明した場合の送致罪名	480
11 刑訴法第203条1項の「…48時間以内に…送致する手続をしなければならない」の解釈	482
12 被害者の所在が不明の窃盗事件で押収した押収物の措置	483
13 確定判決を受けた後に新しい事実が判明した	

場合の事件送致の可否	485
14 確定判決を経た後の事件処理	489
15 告訴事件を捜査した結果、被告人の一部の者について犯罪の嫌疑がないことが判明した場合、その者についても送付する必要があるか	492
16 告訴取下げによって被疑者を送致前釈放した事件を検察官に送る場合、「送致」とすべきか「送付」とすべきか	494
17 非親告罪における被告人以外の身柄不拘束共犯者の送致要領	496
18 逮捕・送致した被疑者の余罪につき告訴がなされている場合は、「追送致」、「追送付」のいずれにすべきか	498
19 少年法第41条と刑訴法第242条との関係	500
20 余罪の送致方法	501
21 犯罪少年の自宅から押収した証拠物を、その後発覚した成人共犯者の証拠物として添付することの可否	502
22 強盗事件の被疑者として既に送致済みの者の窃盗余罪を、当該窃盗事件の共犯者と同時に送致する場合の送致先とその要領	503
23 他人と共同して敢行した窃盗事件につき、親族相盗例が適用される場合の送致要領と調書作成	505
24 別居の親族2名に対し、同一機会に恐喝罪が行われた場合、片方の被害者の告訴のみで両事件を立件送致することの可否	506

25 令状により逮捕した被疑者を送致前釈放して在宅送致する場合、逮捕状の「送致する手続をした年月日時及び記名押印」欄の記載の要否	509
26 送致後に犯罪事実を変更する必要性が生じた場合の手続	510
27 いわゆる同時傷害事件を送致する場合における送致書の罪名・罰条欄の記載	512
28 刑法第180条2項（親告罪の特例）が適用される場合、送致書の「罪名・罰条欄」に同条項を記載することの要否	514
29 供述調書の謄本を送致する場合の書類目録の記載要領	516
30 共同正犯のうち1名のみを送致する場合における罰条の記載要領	517
31 数人共同して器物損壊を行った後、途中で実行行為を中止した者を送致する場合、送致書の罪名・罰条欄に刑法第60条を併記することの要否	518
32 外国人を送致する場合における送致書の「外国人登録」欄の記載要領	521
33 銃刀法上の自首減免規定の条文を送致書の「罪名・罰条」欄に記載する必要があるか	522

第2 微罪処分

[事例] 1 常人が逮捕した被疑者を微罪処分できるか	524
2 少年時に犯した微罪事件が成人時に発覚した場合の微罪処分の可否	525
3 遺失物横領事件は微罪処分対象事件か	526

4 合衆国軍隊の関係者を微罪処分できない根拠	527
5 外国人を微罪処分することの可否	527
6 既届事件を微罪処分にするための可否	528
7 同一物の被害額が窃盗の被害時と占有離脱物横領の被害時と異なる場合における被害額の算定基準	529

第11章 勾引・勾留

[事例] 1 逮捕事実と非逮捕事実の両事実を基礎として勾留状が発付される理由	531
2 逮捕事実と非逮捕事実を共に新件送致した場合、非逮捕事実で勾留状が発付されるか	533
3 勾引状を執行するかしないかを警察官の裁量によって決定することの可否	535
4 勾留中の被疑者及びその利害関係人が勾留理由の開示請求をすることができる法的根拠	538
5 勾留中の氏名黙秘の被疑者から勾留理由開示請求をしたい旨の申出を受けた場合の措置	540
6 いわゆる勾留延長状を被疑者に提示する義務の有無とこれを提示せず被疑者の勾留を継続することの可否	543
7 勾留中の被告人に対し懲役刑の実刑判決の宣告があった場合、引き続き身柄を勾留できる法的根拠等	545
8 勾留中の被告人に対して刑の執行猶予等の判決があった場合、起訴勾留との関係で被告人の身柄はどのようになるか	547

9	鑑定留置期間と勾留期間の計算方法について	549
10	勾留執行停止中の被疑者の逃亡と勾留期間との関係	551
11	裁判所から鑑定留置被告人の看守命令を受けた場合の看守義務	553
12	勾留請求が却下された被疑者の身柄の取扱い	554
13	裁判官から告知された勾留理由に不服がある場合、被疑者は、準抗告を申し立てることができるか	556
14	勾留決定を受けた被疑者が、犯罪の嫌疑がないことを理由にして準抗告することの可否	557
15	移監指揮書により拘置所から移監した被告人を移監先以外の警察署に嘱託留置することの可否	560
16	余罪捜査のため、東京拘置所に勾留中の被告人を警察署に移監する場合の手続	563
17	保護観察所の所長が警察署長に対して保護観察中の執行猶予者の引致を嘱託する法的根拠と要請を受けた場合の措置手続	566
18	勾留中の被疑者の場合の「求令状起訴」とは、どのようなことを意味するのか	568

第12章 公訴の時効

[事例]	1	公訴時効が完成した犯罪についての告訴の取扱い	572
	2	「公訴事実」と「訴因」との相違	573
	3	牽連犯の目的行為が手段行為の時効完成後に	

		行われた場合における公訴時効期間	574
4		幫助犯の公訴時効の起算点	575
5		観念的競合の関係にある罪の公訴時効	577
6		運転者が交通事故を起こして被害者2名に傷害を負わせた結果、当該傷害が原因で両名が異なる時期に死亡した場合の公訴時効の起算点	578
7		窃盗の単独犯として起訴された後、当該犯行に共犯者が存在したことが判明した場合における当該共犯者の公訴時効	581
8		傷害致死事件の共犯者の一人が無罪となった場合における他の共犯者の公訴時効	584
9		控訴提起期間の末日が休日であった場合における判決確定日と他の逃走中の共犯者の公訴時効再進行の起算点	587
10		贈賄罪について公訴時効が完成している場合、時効完成前の加重収賄罪の行為者を同罪で問擬することの可否	589
11		両罰規定における事業主の責任に対する公訴時効完成の時期	590
12		解散後の法人（株式会社）に両罰規定を適用して当該法人を訴追することの可否	591
13		公訴時効の停止に伴う時効期間の計算方法	594
14		警察が犯罪を認知する前に犯人が国外へ逃亡していた場合における公訴時効	598
15		中止処分とされた被疑者の共犯者が国外にいる場合の公訴時効の進行停止の有無	601
16		条文で懲役刑の上限が規定されていない場合	

の公訴時効期間	603
17 外国人登録法第11条1項に基づく登録証明書 切替申請義務違反の罪の公訴時効	604
18 不動産侵奪罪の公訴時効の起算点	606
19 スパイ活動を続けるため、他人の戸籍を使用 することについて承諾を得た上、その者に成り 済まして婚姻届を提出していた場合における公 正証書原本不実記載・同行使罪の公訴時効	608

第13章 裁判の開始

第1 公判

[事例] 1 起訴状謄本の送達を受けた場合の措置	611
2 検察官による「中止処分」の意義	613
3 不起訴処分の種別と意義	615
4 「公判準備」と「公判期日」の相違	616
5 「判決」と「決定」の相違	618
6 「結審」の意義	619
7 いわゆる参考人が取調べに応じない場合の証 拠保全のための措置要領	620
8 共犯者の所在を知るため、勾留中の被疑者に つき証人尋問を請求することができるか	623
9 情報源の秘匿と証言拒絶権	624
10 保佐人は証人尋問権があるか	626

第2 上訴(含抗告)

[事例] 1 判例違反は上告理由であるとされているが、 その判例の意義	627
2 控訴手続中に被告人が死亡した場合における	

控訴の可否とその結果	627
3 控訴裁判所は、原判決が言い渡した刑よりも 重い刑を科することができるか	629
第3 略式手続	
[事例] 1 地検事件の略式手続	630
2 逮捕中の被疑者が実兄の名前をかたったまま 執行を受けた略式命令の効力	631
3 暴行罪で略式命令が告知された日から14日以 内に傷害事件であることが判明した場合の措置	636
4 略式命令による罰金刑の確定時期と選挙権の 行使	638

第14章 証拠

[事例] 1 捜査書類等の証拠能力	640
2 代書した旨の記載及び署名押印を欠いた被害 届の証拠能力	652
3 作成年月日のない被害届の証拠能力	653
4 氏名・住居等を詐称した参考人の供述を録取 した調書の証拠能力	655
5 司法警察職員が作成した共犯者の供述調書の 証拠能力	659
6 契印を欠いた被疑者供述調書の証拠能力	662
7 参考人供述調書の作成が事実上不可能な場 合、その供述内容を証拠として法廷に顕出する 方法	663
8 外国において作成した参考人供述調書の証拠 能力	667

9	日本文・英文両調書中、英文調書のみ被疑者の署名がある場合の日本語調書の証拠能力	670
10	謄本を更に謄本化したものの証拠能力	671
11	警察官が自ら署名押印して作成した遺失届出書の証拠能力	672
12	犯罪事実(めい規法違反)現認報告書と酒酔い鑑識カードを契印することの可否	674
13	診断書は必ず必要か	676
14	いわゆる接骨医が作成した「施術証明書」を受理することの可否と同証明書の証拠能力	677
15	プリントアウトした電磁的記録物の内容の証拠能力	679
16	捜査関係事項照会書によって得た診断結果回答書と診断書の証拠能力の差異	682
17	診断書の作成名義人と実際に診断した医師とが異なることが判明した場合の措置	685
18	ビデオテープの証拠能力	687
19	許可状のない鑑定処分による鑑定書の証拠能力	688
20	令状に基づく捜索・差押えの際に発見された被疑者自身の日記帳は、本人の自白に対する補強証拠となるか	689
21	刑訴法第323条3号の書面	691
22	証拠法上の「特に信用すべき情況」の意味・内容	693
23	取調べ当時の被疑者の供述内容を、取調べ官が公判廷において証言した場合の証言の証拠能力	695

24	共謀共同正犯における共謀関係を証明する場合の証明方法	698
----	----------------------------	-----

第15章 裁判の執行

第1 収監状

[事例] 1	収監状は、憲法第33条・第35条にいう「令状」に当たるか	701
2	罰金を完納しない者に対して検察官から収監状が発付される法的根拠	701
3	保釈取消決定がなされた場合における緊急収監の法的根拠及び付随的強制処分	702
4	収監状を返還した直後に被収監者を発見した場合、同令状を緊急執行することの可否	705
5	病気のため1週間の勾留執行停止の決定を受けて入院させた被疑者を再び収監する場合の手続	707
6	収監状執行の際の被収監者の捜索と差押えとの関係	709
7	収監状の執行に際し、被収監者方居宅へ強制的に立ち入るなどの強制処分をすることができるか	711
8	収監状を執行された者の引致官署が検察庁となっている場合、一時的な警察署留置を拒否できるか	713
9	収監状の執行を受けた者が指名手配中の被疑者であった場合の身柄の引渡し	713

- 10 収監状を管轄区域外で執行することの可否…………… 714
- 11 収監状を執行した場合、これを逮捕簿に記載
することの要否…………… 716
- 12 総合照会の結果によって出力される「自由刑
とん刑者」の意味…………… 717

第2 保 釈

- [事例] 1 被告人の保釈決定通知と釈放指揮との関係…………… 719
- 2 「保釈、勾留執行停止釈放通知書（甲）」とは
何か…………… 720
- 3 保釈の取消理由…………… 721
- 4 保釈取消決定があった場合における被告人の
身柄拘束の方法…………… 722
- 5 保釈中の被告人が逃亡しようとしている場合
の措置…………… 722
- 6 保釈取消決定に基づいて被告人を拘置所に収
監する場合の法的根拠と手続…………… 723
- 7 控訴と同時に保釈となった被告人が当該保釈
を取り消された場合の収監手続…………… 724
- 8 被告人が保釈中に新たな犯罪を犯した場合に
おける保釈取消事由の存否…………… 726
- 9 保護観察所に引致すべき者を同所が閉鎖中の
夜間帯に確保した場合の措置…………… 729

第3 刑の執行

- [事例] 1 刑の執行猶予が取り消される時期…………… 731
- 2 無期懲役（禁錮）の期間に未決勾留日数を算
入することの効果…………… 732

請求対象外

実務 (35) 刑事訴訟法〔下〕

平成13年10月30日 印刷発行

東京都千代田区霞が関2-1-1

編集兼
発行者 警視庁刑事部刑事総務課

電話 (03) 3581-4321

(内線 )

印刷所 